



発行 東京都

目次

65

規則

- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部政課）…一
- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………（同）…四

規則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年八月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百一号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表被保護者数の項数値の算定の方法の欄中「以前三か年度の間」及び「三で除し、さらに」を削り、同表年度支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「平成二十四年度特別区都市計画交付金交付要綱（平成二十四年十二月五日二十四総行区第二百

七十三号総務局長決定）、」を削り、「及び平成二十七年特別区都市計画交付金交付要綱」を、「平成二十七年特別区都市計画交付金交付要綱」に、「により交付」を「及び平成二十八年特別区都市計画交付金交付要綱（平成二十九年二月九日二十八総行区第三百十三号総務局長決定）により交付」に改め、同欄4から6までを削り、同項数値の算定の方法の欄中「から6まで」を「から3まで」に改める。

第六条第五項の表経常的経費の部民生費の款児童福祉費の項中

区立保育所入所児童数	密度補正係数 + (密度補正係数 - 1) + (態容補正係数 - 1)
私立保育所入所児童数	密度補正係数

区立保育所入所児童数	密度補正係数 + (密度補正係数 - 1) + (態容補正係数 - 1)
------------	--------------------------------------

改める。

第七条の表一の部一の款(1)の項中「〇・九〇四」を「〇・八九九」に、「〇・九四八」を「〇・九四六」に、「一・〇六一」を「一・〇五四」に、「九・三〇四」を「八・七八三」に改め、同款(2)の項中「〇・五〇二」を「〇・五一八」に、「一・一三〇」を「一・一一九」に改め、同表一の部一の款(1)の項中「一・三七八」を「一・三九二」に、「一・一七五」を「一・一八七」に、「〇・八四六」を「〇・八四三」に、「六四・八六七」を「六五・三七三」に、「三五・六五〇」を「三五・九一六」に改める。

附則第二項中「1.01855165」を「1.056461」に改める。

別表第一経常的経費の部議会総務費の項中「0.511」を「0.491」を「0.489」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「0.932」を「0.934」に、「0.068」を「0.066」に改め、同款老人福祉費の項中「0.945」を「0.943」に、「0.055」を「0.057」に改め、同款生活保護費の項中「0.933」を「0.935」に、「0.067」を「0.065」に改め、同款児童福祉費の項中「0.850」を「0.834」に、「0.150」を「0.166」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0.954」を「0.956」に、「0.046」を「0.044」に改め、同部衛生費の項中「0.805」を「0.815」に、「0.195」を「0.185」に改め、同部清掃

費の款清掃総務費の項中「0.627」を「0.628」に、「0.373」を「0.372」に改め、同款処理処分費の項中「0.926」を「0.923」に、「0.074」を「0.077」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「0.628」を「0.632」に、「0.372」を「0.368」に改め、同款都市整備費の項中「0.782」を「0.781」に、「0.218」を「0.219」に改め、同款道路橋りょう費の項中「0.044」を「0.142」に、「0.956」を「0.858」に改め、同款公園費の項中「0.572」を「0.586」に、「0.428」を「0.414」に改め、同部教育費の項中「0.556」を「0.558」に、「0.444」を「0.442」に、「0.719」を「0.729」に、「0.281」を「0.271」に改め、同表投資的経費の部清掃費の項中「0.559」を「0.564」に、「0.441」を「0.436」に改め、同部土木費の款都市整備費の項中「0.419」を「0.215」に、「0.581」を「0.785」に改め、同部教育費の項中「0.636」を「0.633」に、「0.364」を「0.367」に改め。

別表第二経常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「1.166」を「1.177」に、「0.805」を「0.811」に、「4.578」を「4.071」に、「0.983」を「0.984」に改め、同款老人福祉費の項中「0.097」を「0.098」に、「18.631」を「18.229」に、「0.958」を「0.959」に改め、同款生活保護費の項中「1.309」を「1.308」に、「0.962」を「0.950」に、「0.309」を「0.292」に、「9.145」を「9.349」に、「0.431」を「0.438」に、「0.602」を「0.576」に、「0.155」を「0.150」に、「0.067」を「0.065」に改め、同款児童福祉費の項中「0.628」を「0.617」に、「0.351」を「0.362」に、「0.106」を「0.101」に、「0.916」を「0.920」に、「2.348」を「2.321」に、「0.531」を「0.514」に、「0.984」を「0.985」に、「0.926」を「0.881」に、「0.685」を「0.701」に、「17.735」を「16.818」に、「0.823」を「0.832」に、「0.286」を「0.292」に、「0.903」を「0.901」に改め、同部衛生費の項中「1.008」を「0.960」に、「0.948」を「0.951」に改め、同部土木費の款道路橋りょう費の項中「1.732」を「1.803」に、「0.647」を「0.633」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「1.652」を「1.704」に、「0.696」を「0.685」に改め、同款中学校費の項中「2.669」を「2.725」に、「0.516」を「0.503」に改め、同款その他の教育費の項中「20.10」を「18.60」に、「0.885」を「0.906」に、「20.60」を「19.57」に改め、同表投資的経費の部土木費の項中「11.461」を「11.433」に、「216」を「206」に改め。

別表第三経常的経費の部議会総務費の項中「22.921」を「22.359」に、「0.138」を

「0.137」に、「641,501,468」を「578,910,302」に、「25,976」を「25,816」に、「399,597,532」を「361,581,931」に、「490,311,508」を「443,080,070」に、「535,668,496」を「483,829,140」に、「641,501,468」を「578,910,302」に、「747,334,440」を「673,991,464」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「3,389,233」を「3,369,730」に、「13,307」を「13,733」に改め、同款老人福祉費の項中「65,153」を「64,593」に改め、同款児童福祉費の項中「948,940」を「944,930」に、「1,260,430」を「1,257,610」に、「2,302,340」を「2,308,630」に、「4,150,230」を「4,165,750」に、「135,520」を「142,415」に、「84,770」を「85,730」に、「119,570」を「121,340」に、「239,990」を「245,080」に、「483,920」を「492,990」に、「9,363,436」を「9,422,950」に、「1,185,880」を「1,250,651」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「2,5565」を「2,5722」に、「1,5565」を「1,5722」に、「0,1118」を「0,1282」に、「0,9070」を「0,8912」に、「31,887」を「33,063」に、「0,2493」を「0,2395」に、「0,9155」を「0,9224」に改め、同款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0,0771」を「0,0679」に、「0,9513」を「0,9554」に、「0,0627」を「0,0556」に、「0,9981」を「0,9983」に改め、同部衛生費の項中「42,707」を「42,721」に、「8,297,500」を「8,303,940」に、「8,810」を「9,246」に改め、同部清掃費の款収集作業費の項中「5,086」を「5,082」に改め、同款収集車両費の項中「1,459」を「1,458」に改め、同款処理処分費の項中「2,691」を「2,585」に改め、同部経済労働費の款生活経費の項中「51,278,430」を「49,877,490」に改め、同款産業経済費の項中「18,919,043」を「18,930,943」に、「57,987」を「57,993」に、「174,408」を「174,420」に、「平成22年」を「平成27年」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「1,838」を「1,791」に、「2,630」を「2,635」に改め、同款道路橋りょう費の項中「7,853,038」を「7,771,348」に、「9,795,148」を「9,672,098」に、「11,743,088」を「11,541,318」に、「115」を「129」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0,0616」を「0,0600」に、「0,1973」を「0,1920」に、「0,2242」を「0,2185」に、「0,5169」を「0,5295」に、「58,941,978」を「58,688,162」に、「72,004,865」を「71,752,784」に、「91,604,331」を「94,151,996」に、「の前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校の学校数(ただし、在学児

を「0.8348732」に、「1.13646765」を「0.6935586」に、「67.979421」を「68.609362」に、「83.53044」を「83.530417」に、「0.83061」を「1.02185」に、「1.0381635」を「1.089813」に、「0.9764809」を「0.949267」に、「0.9688675」を「1.0049321」に、「0.955457」を「0.973253」に、「1.073264」を「1.081395」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の規定は、平成二十九年度の都と特別区及び特別区相互間の財政調整から適用する。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年八月十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百二号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

正する規則の一部を改正する規則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都規則第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「及び平成二十八年度」を「から平成三十一年度まで」に改める。

附則第四項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、

「 $\frac{(14B+5D)}{(14C+5E)}$ 」を
 「 $\frac{(16B+5D)}{(16C+5E)}$ 」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則の規定は、平成二十九年度の都と特別区及び特別区相互間の財政調整から適用する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 電話 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

